

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	食品行商衛生条例による行商登録
②	法令名	食品行商衛生条例
③	法令番号	昭和31年京都府条例第11号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	(条例) 第3条 行商をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出て、行商人の登録を受けなければならない。
⑦	審査基準	(条例)第10条 (同条例施行規則)第5条、別表
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 5日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	5日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	